

# 営業時間短縮要請等の影響を受けた 中小企業者・個人事業主 の方へ

## 利根町事業者支援一時金に関するお知らせ

町では、国及び茨城県が行う営業時間短縮要請及び不用不急の外出・移動の自粛要請を受け、令和3年8月から9月の売上が減少した中小企業者及び個人事業者に対して一時金を支給します。  
(営業時間短縮要請協力金及び町の交通事業者支援金の受給者は除きます。)

### 対象となる 事業者

- ① 申請日において、1年以上継続して事業を営み、町内に主たる事業所を有する法人又は個人事業主及び町内に住所を有する個人事業主
- ② 基準年の事業収入の平均月額が、法人は15万円以上、個人事業主は10万円以上であること
- ③ 営業時間短縮要請等の影響により、令和3年8月から9月までのいずれかの月の売上が、令和2年又は令和元年の同月の売上と比べて20%以上減少しており、「(1) 営業時間短縮要請に協力した飲食店等と直接取引がある事業者」又は「(2) 外出自粛により直接的な影響を受けた、主に対面で商品やサービスを提供する事業者」
- ④ 一時金受領後も事業を継続する意欲があること
- ⑤ 町税等を滞納していないこと（徴収の猶予が認められたものは除きます）
- ⑥ 令和3年8月6日から9月30日までの間に、国及び茨城県から営業時間短縮要請等の影響を受けた事業者で、茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金及び町の交通事業者支援金を受給していないこと。また、今後も受給する予定がないこと など

### 支援金額

- (1) 営業時間短縮要請等に協力した飲食店等と直接取引があるため影響を受けた事業者：10万円
  - (2) 主に対面で商品・サービスの提供を行っており、不用不急の外出若しくは移動の自粛による直接的な影響を受けた事業者：5万円
- ※一時金の支給は、1事業者について1回限り

### 申請期間

令和3年11月1日から令和4年2月28日まで（※申請期間が延長されました）

### 申請方法 (必要書類)

「利根町事業者支援一時金支給申請書兼請求書（様式第1号）」にご記入のうえ、必要書類を添付して「利根町役場 まち未来創造課 商工観光係」まで提出してください。  
▶必要書類 裏面をご確認ください。

### 申請先 問合せ先

利根町役場 まち未来創造課 商工観光係

〒300-1696 利根町布川841-1 電話0297-68-2211 内線244

# 「利根町事業者支援一時金」の申請に必要な書類

## 法人の方

### ▶必要書類

- ① 営業時間短縮要請に協力した飲食店等と直接取引があるため影響を受けた事業者は、その飲食店等との取引を証明する証拠書類を店舗ごとに1つ提出
- ② 利根町事業者支援一時金支給申請書兼請求書（様式第1号）
- ③ 誓約書及び同意書（様式第2号）
- ④ 口座振替依頼書
- ⑤ 通帳の写し ※振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人が記載されたページ
- ⑥ 令和2年分（又は令和元年分）の確定申告書類 別表一、法人事業概況説明書の控え（写し）  
※別表第一は、収受日付印が押されていること
- ⑦ 令和3年8月から9月のうち売上高等が20%以上減少した月の事業収入が確認できるもの  
※帳簿、売上台帳など

## 個人事業主の方（フリーランスの方も含まれます。）

### ▶必要書類

- ① 営業時間短縮要請に協力した飲食店等と直接取引があるため影響を受けた事業者は、その飲食店等との取引を証明する証拠書類を店舗ごとに1つ提出
- ② 利根町事業者支援一時金支給申請書兼請求書（様式第1号）
- ③ 誓約書及び同意書（様式第2号）
- ④ 口座振替依頼書
- ⑤ 通帳の写し ※振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人が記載されたページ
- ⑥ 本人確認書類の写し ※運転免許証、マイナンバーカードなど
- ⑦ 令和3年8月から9月のうち売上高等が20%以上減少した月の事業収入が確認できるもの  
※帳簿、売上台帳など
- ⑧ 令和2年分（又は令和元年分）の確定申告書類（青色申告と白色申告で必要書類が異なります）

#### 青色申告の場合

- (a) 令和2年分（又は令和元年分）の確定申告書 第一表の控え（写し）  
※確定申告書第一表は、収受日付印が押されていること  
※ e-Tax による申告の場合は「受信通知」を添付、または、受付日時が印字されていること  
※確定申告書第一表に収受印がない、または受信通知が用意できない場合は、税務署が発行する「納税証明書その2 所得金額用」の添付があれば可
- (b) 所得税青色申告決算書の控え（写し）

#### 白色申告の場合

- (a) 令和2年分（又は令和元年分）の確定申告書 第一表の控え（写し）  
※確定申告書第一表は、収受日付印が押されていること  
※ e-Tax による申告の場合は「受信通知」を添付、または、受付日時が印字されていること  
※確定申告書第一表に収受印がない、または受信通知が用意できない場合は、税務署が発行する「納税証明書その2 所得金額用」の添付があれば可
- (b) 令和2年又は令和元年の月別売上高等が分かる帳簿等の写しで、上記⑦と同月のもの

※ 法人・個人事業主ともに上記②～③の様式は、役場2階まち未来創造課窓口のございます。  
また、町公式ホームページからもダウンロードできます。

※ 申請に必要な書類等で、ご不明な点がございましたら、役場まち未来創造課商工観光係  
Tel 0297-68-2211（内線 244）までお問い合わせください。

